

平成十八年一月三十一日受領
答 弁 第 八 号

内閣衆質一六四第八号

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ループル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人（外務省欧州局長）の国会答弁の齟齬に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出裏金組織「ループル委員会」に関する内閣答弁書と政府参考人（外務省欧州局長）の国会答弁の齟齬に関する質問に対する答弁書

一について

質問主意書に対する答弁の内容は、真実に沿ったものであるべきであると考えている。

二について

「国会答弁において政府参考人が真実を述べる義務」を定めた法令の明文の規定はないが、国会における政府参考人の答弁の内容は、真実に沿ったものであるべきであると考えている。

三について

お尋ねについては、個別具体の事例に即して対応すべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

四及び五について

御指摘の在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問主意書（平成十七年十月十一日提出質問第一四号）が提出されて以降、外務省においてお尋ねの調査を行ったところであり、その調査の結果は、

衆議院議員鈴木宗男君提出在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する質問に対する答弁書（平成十七年十月二十一日内閣衆質一六三第一四号）及び在モスクワ日本国大使館における裏金問題に関する再質問に対する答弁書（平成十七年十一月一日内閣衆質一六三第二七号）において答弁している。